

契約約款の改正に伴う法定福利費の明示における入札金額内訳書の取扱い（入札参加者用）

1 法定福利費の明示について

契約約款の改正に伴い、入札段階から法定福利費を適正に確保し、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、あらかじめ必要となる法定福利費を算出し、入札金額内訳書（以下、「内訳書」という。）に明示すること。

2 内訳書に記載がない場合の取扱い

入札書の提出時に内訳書に法定福利費の明示がない場合であっても、直ちに当該入札参加者の入札は公告又は指名通知に示す事項に反した入札とはしない。

ただし、入札書の提出時に提出する内訳書に法定福利費の明示がない場合は、入札結果に係わらず、速やかに法定福利費の明示をした入札時における内訳書を発注者に提出すること。

なお、入札規定により入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできないことに注意すること。

<参考> 下記リンク先を御確認ください。

「国土交通省」

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html